

令和2年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和2年8月6日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和2年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議中、傍聴席からの報道関係者による写真撮影を歌志内市議会傍聴規則第8条により、議長において許可をしております。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番能登直樹さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案2件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和2年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議案第27号及び議案第28号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 議案第27号と日程第5 議案第28号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第27号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

また、議案第28号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしく御願いいたします。

議案第27号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,977万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,467万円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第27号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症によって生じている諸課題に対応するため、国の第2次補正予算で措置されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を主な財源といたしまして、市独自の対応など緊急に対応が必要な事業を実施するものであります。

なお、今回予算措置いたします各事業の概要につきましては、臨時会資料の1、2ページに掲載しておりますので、併せて御覧願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費、1 4 節工事請負費 4 0 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、地域経済及び景気を下支えするための公共工事で、旧中村歯科診療所を前倒しして解体除却するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、1 8 節負担金補助及び交付金 1 0 0 万円の増額補正は、市独自の事業といたしまして、国の特別定額給付金基準日の翌日以降に生まれました新生児を養育する保護者を対象に、対象新生児 1 人につき 1 0 万円の特別定額給付金を支給するもので、1 0 人分の給付金であります。

5 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 8 8 5 万円の増額補正は、ひとり親世帯臨時特別給付金と子育て応援臨時特別給付金関係の予算であります。

ひとり親世帯臨時特別給付金は、全国一律に行う事業で、児童扶養手当を受給している世帯に対し、第 1 子には 5 万円、第 2 子以降につきましては 3 万円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少した世帯には 5 万円のひとり親世帯臨時特別給付金を支給するものであります。

内訳として、3 節職員手当等 4 万 8, 0 0 0 円から 1 1 節役務費 1 万円までは職員の時間外勤務手当、消耗品などの需用費、郵便料や口座振替手数料の役務費など臨時特別給付金の給付に要する事務経費で、1 8 節負担金補助及び交付金 2 1 5 万円は 4 9 人分の臨時特別給付金であります。

子育て応援臨時特別給付金は、子育て世帯の生活を支援するため、高校生までの児童がいる世帯に対し対象児童 1 人に対し 3 万円を支給するもので、内訳として、1 1 節役務費 3 万 8, 0 0 0 円は案内の通知等に係る郵便料で、1 8 節負担金補助及び交付金 6 6 0 万円は 2 2 0 人分の特別給付金であります。

2 目児童福祉事業費、1 8 節負担金補助及び交付金 1 0 8 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、砂川市に設置の子ども通園センターの空調設備工事に対し、同センターを運営しています 2 市 4 町の構成市町で事業費を負担するもので、案分による本市分の負担金であります。

7 ページに参りまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 1, 9 6 3 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、主に福祉・医療施設等に対する臨時支援金であります。

内訳として、1 2 節委託料 1 5 万円は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため啓発用看板の製作委託料、1 7 節備品購入費 8 万 3, 0 0 0 円は各種健診時に使用する皮膚赤外線体温計の購入費で、1 8 節負担金補助及び交付金 1, 9 4 0 万円は市民生活を支えるために最前線で休むことなく開設している福祉施設、医療機関等に臨時支援金を支給するものであります。

支援金は、基本額として、施設を入所系、在宅系、医療系に区分し、それぞれの施設の規模等により 3 0 万円から 2 0 0 万円の基本額と、加算額として雇用人数 1 人につき 5 万円を加算し支給するもので、1 3 施設分を見込んでいます。

3 項 1 目とも病院費、2 7 節繰出金 3 3 1 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、市立病院に感染症防止機器等の整備を行うための費用を繰り出すものであります。

7 款 1 項とも商工費、1 目商工業振興費 1 億 1, 1 3 6 万円の増額補正は、商品券発行事業と企業への応援給付金関係の予算であります。

内訳として、1 1 節役務費 1 1 5 万 6, 0 0 0 円は商品券等を発送するための郵便料、1 7 節備品購入費 4 7 万 3, 0 0 0 円は紙折機の購入費で、1 8 節負担金補助及び交付金 1 億 9 7 3 万 1, 0 0 0 円は商品券発行に係る補助金と企業への応援給付金であります。

制度の内容は、商品券発行事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している個人消費を喚起し、消費者の生活支援と市内事業者等の売り上げ向上を図るため、商工会議所に

市民1人当たり2万円の商品券を発行するための補助金6,388万1,000円を交付するもので、商品券の発送は市で行い、換金等は商工会議所で行います。

なお、商品券を利用できる事業者数は、6月に発行の商品券と同様に、68か所程度になる見込みであります。

企業への応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う環境の変化に起因して業績が悪化し、経営の維持向上に支障を来している市内事業者等に対し、事業の継続や雇用の維持を図るための応援給付金を交付するものであります。

応援給付金は、従業員数に応じた10万円から50万円の基本額に、市内事業所に勤務する従業員1人につき5万円を加算して支給するもので、予算は80事業所分であります。

4目観光費、18節負担金補助及び交付金1,050万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け低迷する宿泊業支援及び交流人口の増による地域経済の活性化を図るため、市内の宿泊施設に泊まった方に対し、市内外を問わず宿泊料の50%、1人1泊3,000円を上限に自動的に割引する制度で、3,500泊分の補助金で、対象宿泊施設は3施設であります。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費3,001万9,000円の増額補正は、地域経済及び景気を下支えするための公共工事で、改良住宅2棟24戸、市営住宅1棟20戸のボイラー取換え工事を前倒しして実施するものであります。

9ページに参りまして、9款1項とも消防費、1目常備消防費384万1,000円の増額補正は、消防本部の感染防止対策で、内訳として、10節需用費198万2,000円は消毒用アルコール、サージカルマスク、防護服などの消耗品で、17節備品購入費185万9,000円は救急車に搭載する感染症患者搬送用陰圧式カプセルを購入するものであります。

4目防災費、10節需用費269万8,000円の増額補正は、指定避難所等の感染防止対策として室内テント40張りを購入するものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目奨学費、18節負担金補助及び交付金1,140万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本市出身の大学生、専門学校生等を支援するため、1人一律30万円を交付するもので、38人分の交付金であります。

2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費229万1,000円の増額補正は、GIGAスクール構想による学習スタイルの変更に伴う大型学習機の導入及び感染症対策としてトイレ等の手洗い水道の自動水栓化、パーテーションボード等を整備するものであります。

2目教育振興費、10節需用費58万1,000円の増額補正は、デジタル教科書及び各教科の習熟プリントなどの消耗品費で、11節役務費4万1,000円の増額補正は学校のホームページ開設に係る関係経費であります。12節委託料49万円の増額補正は、GIGAスクール構想を推進するために配置したICT技術員の支援業務の増によるもので、17節備品購入費106万8,000円の増額補正は、学習端末用ペン型入力機器72台、ウェブカメラ8台分及びモバイルルーター3台分の購入費用などであります。

11ページに参りまして、3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費530万1,000円の増額補正は、義務教育学校の開設に向けた整備事業として電子黒板の整備などが262万9,000円、小学校費と同じく学習スタイルの変更に伴う大型学習機の導入及び網戸の整備などが267万2,000円であります。

2目教育振興費、10節需用費7万7,000円の増額補正は、自習用問題集の購入に係る消耗品費で、11節役務費4万1,000円の増額補正は、学校のホームページ開設に係る関係経費であります。12節委託料115万円の増額補正は、中学校にICT技術員を新たに配

置するための支援業務委託料で、17設備品購入費70万7,000円の増額補正は、学習端末用ペン型入力機器57台及びウェブカメラ5台分の購入費などであります。

4項社会教育費、4目コミュニティセンター費、14節工事請負費172万7,000円の増額補正は、トイレ洗面台の自動水栓への取替え及び男子トイレ小便器自動洗浄弁への取替工事費で、17節備品購入費140万5,000円の増額補正は、ポータブル放送設備及び空間除菌装置6台分の購入費用であります。

13ページに参りまして、5項保健体育費、1目保健総務費、10節需用費61万1,000円の増額補正は、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費で、19節扶助費24万6,000円の増額補正は、就学援助を受けている準要保護者に対し臨時休校期間中の学校給食費相当額を支給するもので、小学校分が12万5,000円、中学校分が12万1,000円であります。

4目学校給食費、10節需用費7万3,000円の増額補正は、学校給食用の消耗品費で、6項青少年対策費、2目児童厚生施設費、17節備品購入費18万2,000円の増額補正は、学童保育室などに設置する空間除菌消臭装置3台分の購入費用であります。

15款1項1目とも予備費2,391万9,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものです。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,644万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応、取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて家賃支援を含む事業継続や雇用維持等の対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から交付される交付金であります。

2目民生費保補助金、7節ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金221万2,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係る事業費及び事務費補助金であります。

5目教育費補助金、6節公立学校情報機器整備82万円の増額補正は、歳出の教育費の小学校費と中学校費で予算措置いたしました学校情報機器整備事業に係る補助金であります。8節学校保健特別対策事業費補助金201万7,000円の増額補正は、歳出の教育費の小学校費、中学校費及び保健体育費で予算措置いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助金であります。

18款1項ともに繰入金、1目1節とも財政調整基金繰入金2,000万円の増額補正は、市独自の新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入、4項8目とも雑入、7節学校給食費保護者納入金171万9,000円の減額補正は、子育て支援と経済支援として学校給食費の一部10期分のうち5期分を無償とするため、無償とする相当額を減額するものであります。

以上で、議案第27号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） ー登壇ー

議案第28号令和2年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げ

げ、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第4号主な建設改良事業中、医療器械購入の既決予定量353万9,000円に331万1,000円を増額して、685万円に改めるものであります。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款資本的収入の既決予定額1,908万6,000円に331万1,000円を増額して、2,239万7,000円に改めようとするもので、その内訳は、第2項他会計繰入金の既決予定額177万円に331万1,000円を増額して、508万1,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額3,731万6,000円に331万1,000円を増額して、4,062万7,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額353万9,000円に331万1,000円を増額して、685万円に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の資本的収入及び支出を御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

支出から御説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費、1節器械備品購入費の331万1,000円の増は、医療器械購入費の増であります。

購入予定の機器といたしましては、新型コロナウイルス感染症などの感染リスクを軽減するための機器を購入するもので、空気中に浮遊する浮遊菌やウイルスの除去に効果のある空気清浄機を1階待合室、外来診察室に各2台、2階病室の1部屋に1台設置するほか、外来患者のうち感染等による発熱患者を早期発見するため、事務受付窓口前に体温検知機能つき顔認証カメラを設置し、院内における感染防止対策の強化を図るものであります。

また、本年2月28日から入院患者への面会を禁止し、5か月が経過しており、入院患者及び患者家族等の不安感の解消などを目的として、2階の病室にいる入院患者と1階の面会に来た家族等が、画面越しではありますが顔を見ながらの面会が可能となるよう、タブレット端末によるオンライン面会システム機器を購入するものであります。

次に、収入の1款資本的収入、2項1目とも他会計繰入金、1節一般会計繰入金の331万1,000円の増は、医療器械購入に対する一般会計からの繰入金の増であります。

次に、2ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は、既決予定額より30万1,000円増加した3,421万1,000円となり、年度末の累積欠損金は8億7,129万5,000円となる見込みであります。

なお、医療器械購入に係る費用の全額を一般会計から繰り入れるにも関わらず、当年度純損失及び累積欠損金が増加するのは、収入の一般会計繰入金は不課税収入のため、仮受消費税は発生しませんが、医療器械購入に係る仮払消費税分が損金計上となるため、当年度純損失及び累積欠損金が増加するものであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第27号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 資料のほうから聞きたいと思います。

資料の1ページ目で、市の事業として、1として事業継続、雇用維持対策の中で(1)うたしない企業応援給付金と(3)の福祉、医療施設等臨時支援金なのですが、雇用人数に分けて細分化されているのですが、この辺どういうふうな形で各企業にどれぐらいの人を雇用しているというのを行政のほうでどういうふうに把握しているのか、それをちょっと聞いておきたいと思います。

その中で、雇用されている人なのですが、市内の方、市外の方いると思います。例えば市内の方が4名いて、市外の方が6名いて、全部で10名です。そのきちんとした形で、雇用人数に対して支援されるのかを聞いておきたいと思います。

もう一つなのですが、いろいろな形で、今回コロナに対して国から1億7,000万円ほど補正が下りてきたということなのですが、その中で、行政のほうで代わって、いろいろな形で、今言った応援給付金とか、医療従事者に対して、企業に対しての支援とか、あと、大学生だとかにお金を出してくれるということで、これは本当に素晴らしいことだと思うのですよね。

ただ、本来なら、今言ったような事業は国がやって当然だと思うのですよね。私の立場からしたら。国にやってもらって当然のことを行政がやらないと駄目だという状況に置かれていると思うのですよ。国がやってくれることによって、行政がまた別の違う支援もできるのではないかなと私は思うのですよね。それに対して、道だったり国に対して、きちんとした地元の声というのを、どういうふうなことで大変だというきちんとした声を国や道に発信していただいて、きちんとした国や道からの支援を先に行ってほしいということを言っていただきたいと思うのですが、その辺はどうなのか聞いておきたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 給付金のほうでございますが、基本額の部分につきましては、11人以上雇用している事業所については、19事業所というふうに押さえております。また、6人以上10人以下の事業所については11事業所、また、それ以外については50事業所を見込んでおります。

また、加算金のほうは561人分ということで押さえておりますが、加算金におきましては、市内の事業所に勤めている方を対象とすることとしております。市内商工会議所に所属していても、市外にしか事業所がない場合については、加算金の対象にはしないということにしております。

また、申請の段階において、従業員の方の名簿等も提出していただくとともに、また、間違いないという誓約書も提出していただきながら内容確認をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(川野敏夫君) 村上市長。

○市長(村上隆興君) 2点目の質問についてお答えいたします。

御指摘のとおり、これだけのスケールになりますと、やはり国が動かなければ相当な部分是对応できないと思います。一番はやはり財源でないかと思えます。全国の地方公共団体、都道府県市町村ですけれども、これの対応になかなか追いついていないというのが実態ではないかと思っております。

また、それぞれの地域で内容が違ってきておりますので、国も全てについて同じような対応が可能かという、必ずしもそうではないのではないかと考えております。

私どもは、国の手当が決して充実して満足しているつもりではありません。しかしながら、それぞれの地域が即効性を持って対応していかなければ難しいだろうと。それには地域それぞれで実態が違ふと思います。国は当然そういう思いで国政を担って実際に対応して下さっていると思いますが、なかなかそこまで行き届いていないと。

そういう部分を我々地方自治体が、その地域の実情に応じながら当面对応していかなければならないという状況に置かれているのではないかと考えております。

この内容については、北海道のほうからのいろいろな調査ものが来ておりますし、今後は国のほうからもいろいろな意味で、北海道を通してなのか、あるいは直接なのか分かりませんが、そういうような内容の掌握に努めていただけるのではないかと考えております。

ただ、時間的なギャップがあるというか、タイムラグがありますので、それを待って対応していたら地域としてはまいてしまうというのが実態でないかと思ひます。特に大きな自治体はともかくとして、歌志内のような中小の事業所が多いこういうところはなかなか難しいだろうと。

特に、今回私どもが感じましたのは、医療機関を中心とした各施設というものの経営を含めた、あるいはそこで働いて下さっている職員の皆さんの疲弊というものを情報として我々伝えていただいておりますので、こういうところに即効性を持って対応するというのは、自治体が直接やって行かざるを得ないだろうと。

だから、国のほうは、この後に出てきたら、それはそれとして受け止めればいいのであって、国のお金が来ないから待っているのではなくて、来なくてもいいじゃないかと。我々行政はそこまでできるだけ体力つけたのではないかと。だとしたら、我々もできることがあるだろうという思いで、今回の補正に臨んでいるということでございます。

国のほうにも、機会があれば要請をしていかなければならないと思ひますが、今回の臨時会の提案については、そのような内容で御理解をいただきたいと思ひております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、市長の答弁で大体分かりましたので、ありがとうございます。

再質問なのですけれども、雇用の件なのですけれども、医療施設だとかというのはやっぱり市外から来ている方々が結構多いと思うのですよね。そういった方々がちゃんと申請されれば、雇用人数としてカウントされるという考え方で間違いないのか、もう一回ちょっと確認だけしておきたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間靖人君） ただいまの福祉施設、医療施設の関係でございますが、従業員の方につきましては、おっしゃられるとおり、市外からの方が多数いらっしゃいますけれども、そういった方を含めた中で、施設の維持という形で進められておりますので、市内外問わず、支給をさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから何点か質問させていただきたいと思ひます。

資料を見て質問させていただきたいと思ひますので、お願いいたします。

議案第27号の資料なのですが、大きなI番とII番あります。ひとり親世帯、そして新型コロナウイルス感染症対応の内容なのですが、これが市民だったり企業だったり、あるいは市民でも様々な内容の方々に対する支援になるのだろうと思ひます。

それで、その項目項目に対する周知の方法、そして、それに対する支給の方法につきまして、1として事業継続と、2として地域経済の活性化があります。その中の(4)の公共工事を除いた全て9件に係る事業の二つについて質問させていただきたいと思います。

もう一つあります。Ⅱの2の地域経済の活性化ということで、2万円分の商品券が配られます。以前に5,000円分の商品券も配られております。市民との話の中では、まだまだそれが残っている状態ですという市民の方々がたくさんおられます。

そんな関係から、利用する有効期限の関係等も出てくるので、そのことについてしっかりと市民に説明しながら配布しなければならないのではなかろうかとも考えます。

その2点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 松井企画財政課長。

○企画財政課長(松井敬道君) 周知の方法、支給の方法等でございますが、まず周知の方法につきましては、今日、議決をいただきましたら、回覧等で周知をしたいと思っております。

その中では、市民の皆様向け、事業主の皆様向け、その他の支援策ということで、分類して回覧をしたいと思っております。

その他ホームページ、あと所管から直接の案内が行くことになると思います。

あと、回覧のほうには、主な内容を書いておりますが、問合せ先も記入しておりますので、そのような形で周知をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 2の(1)の商品券の部分でございますが、第一弾として出させていただいた期限が9月30日になっております。今回、第二弾を送付する際には、その辺についても記載しながら期限について周知していきたいというふうに考えております。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 支給の方法ということでも聞いているのですが、正直申し上げまして、様々に出てくる、様々な方々に対するものが違っているということで、混乱しない状況が必要なのかなど。もらえるはずの人が漏れていた、あるいはしっかりと通じていなかったということがあると、ちょっと困ったことになるのかなどという思いでいます。

その辺のところは、しっかりと分かるような状況、ただホームページ、あるいは単なる回覧だけで全ての方々がしっかりと受け止められるかということ、ちょっと不安なところも正直あります。そういったこともきめ細かな状況づくりをしっかりとさせていただきたい、そのように考えます。

それと、支給の方法なのですが、これもどのような状況で渡すのか。議決してからということになってくるのかもしれませんが、それについても少し答弁をいただきたいと思っております。

二つ目ですが、まず一つ目の期限は決まっていますと。これからの期限も別なものなのですかというような答弁になるのだと思いますが、やはりそれが混乱しないような状況、9月30日で終わるものがあるのであれば、それを早く使っていただくような、そんなこともしっかりと市民に知らせていかなければならないのではないかと思います。答弁をいただければと思います。

○議長(川野敏夫君) 松井企画財政課長。

○企画財政課長(松井敬道君) 周知の方法でございますが、先ほど言いました回覧のほうにつきましては、市民の皆様向けということで、対象となるような部分を少し大きく書きまして、分かりやすいようにして周知をしたいというふうに思います。

あと、当然ホームページには掲載しますし、それ以外の対象になるところにつきましては、

所管のほうから直接通知なり、案内するものについては当然だと思います。

あと、支給の方法でございますが、それは事業によって様々でございます。例えば商品券でございましたら、市のほうで住基の世帯が分かりますので、こちらは6月のときと同様に、市のほうから直接送るような形になると思います。

あと、新生児の部分ですとか、こちらの部分につきましても、出生とかにつきましては市のほうで把握がある程度できると思いますので、所管のほうから御案内をするような形になるのかなというふうに思います。

あと、高校生以下の世帯、これも住基である程度分かりますので、所管のほうから案内をするような形になると思います。

あと、学校給食費、これは当然教育委員会のほうで把握していると思いますので、その部分につきましては、周知なり減額なりすると思います。

あと、大学生等につきましては、どのような方法でやるのか、恐らく周知をして、申請をしてもらうような形になると思うのですが、その辺につきましても、所管のほうから何らかのPRなり周知なりをするような形になると思います。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 9ページの教育費、大学生等に1人30万円というところでお尋ねしたいです。

38名分の交付金として計上されているのですが、38名という数になった根拠について、あるのでしたらお尋ねします。

あと、交付金の申請者は、学生本人なのか保護者なのか、その辺はどちらでもいいのか、そういうものがもう決まっていれば、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 1番目のほうの、交付対象者として38人分とした根拠というか考え方ですが、市内を卒業したその年度年度におけます高校生が何人いたかということだけは把握できております。高校支援金等もございまして、その人数を積み重ねて一応その先の大学生の年齢といえども、就職しているだとかという年齢層にも該当しておりますので、全てを把握できておりません。その辺では50%という形で人数を勘案させていただきました。

それから、2番目の交付の対象ですが、これにつきましては、大学生本人、もしくはその保護者のどちらからでも対応できるような形で、大学生応援給付金事業という形で対応していきたいと。

先ほど松井課長のほうで答弁した支給ですか、これは指定された口座に振り込むというような段取りで行っていく予定であります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 大学生、専門学校生等となっておりますので、在学さえされていれば、年齢的な制限というか、そんなことはないということでしょうか。

あと、申請するに当たって、求める書類、在学証明書だとかいろいろあると思うのですが、それはどのようなものを求めるのか、もう設定されているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 一応対象者として予定しておりますのは、大学生、それから大学院生、短期大学生、高等専門学校及び専修学校の専門課程までを対象として考えております。

なお、対象年齢といたしましては、平成14年4月1日以前に生まれた今の大学生等という形の対象者として考えております。

添付書類のほうでございますけれども、当然ながら、在学証明書というものは添付していただくということ。

あと、先ほどの大学生の平成14年4月1日以前に生まれたという対象者の中で、大学に行きながら正規の労働環境、雇用が生まれているような労働者につきましては、これは対象外として、あくまでも純粋な学生という範囲を応援するという考え方で思っております。

以上とさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。

よく見ないと分からない人もいるのかなと思うので、働きながら学校に行っている方でやっぱり大変な方もいらっしゃると思うのですよね。仕事があったりなかったりとかといったケースもないとは限らないので、その辺も臨機応変に対応できるような取組というのを考えてほしいなど。

時間がないのでその辺はどうなのかなと思うのですけれども、その辺どうでしょう。もう一度。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） あくまでもアルバイトだとか、そういう類いの学生については問題なく対応するという考えで、あくまでも正規労働ということで、何らかのきちとした雇用形態が生まれている対象者については考えていないということで、通常の学生がよく行っていますアルバイトという範囲につきましては、それは対象者としてみております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第28号令和2年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和2年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時47分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 本 田 加 津 子